



埼玉県報

第 736 号
令和 8 年 (2026 年)
7 月 14 日
火曜日

目 次

告示

- 令和 8 年 4 月から 6 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (入札審査課)
- 埼玉県消防学校ネットワークシステム機器設備等提供・保守・運用業務委託に関する入札公告 (消防学校)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 狭山湖特別保護地区指定案の縦覧告示 (みどり自然課)
- 桶川都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)
- 大場川放置船舶の簡易代執行に係る告示 (越谷県土整備事務所)
- 県道下高野杉戸線の区域の変更 (杉戸県土整備事務所)

正誤

- 埼玉県告示第 394 号中訂正 (社会福祉課)

告 示

埼玉県告示第五百二号

令和八年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和八年七月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第五百三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年七月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県消防学校ネットワークシステム機器設備等提供・保守・運用業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和14年1月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県消防学校長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (6) I S M S 認証及びプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (7) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、国又は地方公共団体から本件業務と同種又は類似の業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋30 埼玉県消防学校教務担当 伊藤 電話048-548-5411（直通） 電子メールk485411@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月24日（月）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月24日（月）午前11時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月24日（月）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県消防学校 令和8年8月24日（月）午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年8月6日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年 7 月 21 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Provision, Maintenance, and Operation Services for Network System
Equipment at the Saitama Prefectural Fire Academy

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 11:00 a.m., August 24, 2026

By registered mail: 11:00 a.m., August 24, 2026

In person: 11:00 a.m., August 24, 2026

(3) Contact Information:

Saitama Prefectural Government, Crisis Management and Disaster
Prevention Department, Fire Academy

30 Fukuro, Kōnosu-shi, Saitama 369-0131, Japan

Phone: 048-548-5411

告 示

埼玉県告示第五百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年七月十四日

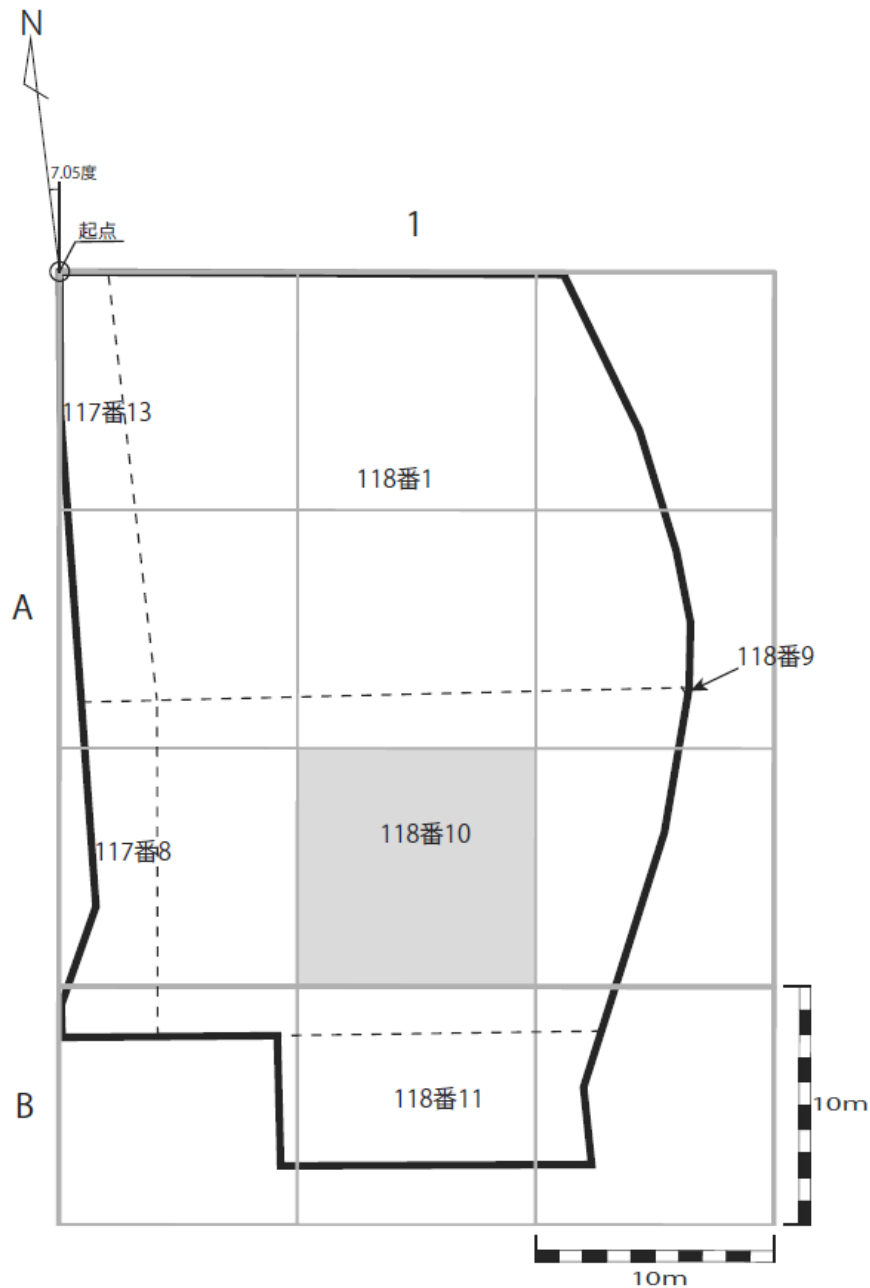
埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県飯能市大字岩渕字前ヶ貫百十八番十の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

別図



起点

起点は埼玉県飯能市大字岩淵字前ヶ貫
117番13の最北端とする

格子の回転角度 7.05度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向
及び南北方向に引いた線並びにこれらと
平行して10m間隔で引いた線により構成
されている格子を、支点を中心として右回
りに回転させた角度を示す。

凡例

- 形質変更時要届出区域
- 敷地境界
- 地番境界

告 示

埼玉県告示第五百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和八年七月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

狭山湖特別保護地区

二 区域

埼玉県所沢市上山口地内における所沢市道五―千四百三十一号線と東京都指導局山口貯水池管理歩道との交点を起点とし、同地点から東京都水道局山口貯水池管理歩道に沿って南に進み、所沢市道五―七百五十八号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―七百五十八号線に沿って南に進み、主要地方道所沢・武蔵村山・立川線との交点に至り、同地点から主要地方道所沢・武蔵村山・立川線に沿って南に進み、埼玉県と東京都の境界点に至り、同地点から境界に沿って西に進み、所沢市と入間市と東京都との境界点を経て入間市道四百六十一号線との交点に至り、同地点を右折して入間市道四百六十一号線に沿って東に進み、入間市道三百十号線との交点に至り、同地点から入間市道三百十号線に沿って北に進み、所沢市道五―千四百三十一号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―千四百三十一号線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百九十一―ヘクタール）

三 存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

四 指針案

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は所沢市及び入間市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、狭山

湖及びそれに隣接する樹林地である。一帯は針葉樹林及び広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。また、狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になっており、その周辺の樹林地では、鳥類121種、哺乳類18種が確認されている。そのうちハクガン、トモエガモ、サシバ、ミサゴ、ハイタカ及びオオタカ等の環境省レッドリスト、又は埼玉県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧・準絶滅危惧種55種の生息が確認されている。当該地域は、昭和六十一年に特別保護地区として指定されており、引き続き、法第二十九条第一項の規定による特別保護地区に指定し、良好な鳥獣の生息環境を保全するものである。

五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

ロ 埼玉県西部環境管理事務所

六 縦覧期間

令和八年七月十四日から令和八年七月二十八日まで

七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課

告 示

埼玉県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四五

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号		
桶川	都市計画 区域名		
桶川市	市町村名		
区域区分	都市計画の 種類及び名称		
令和八年八月 六日午後二時 三十分から	期日及び時間	公聴会	
桶川市役所旧 分庁舎会議室 1	場 所		
令和八年七月 十四日から令 和八年七月二 十八日午後五 時十五分まで	提出期間	公述申出書	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、桶川市都 市整備部都市 計画課	提 出 先		
令和八年七月 十四日から令 和八年七月二 十八日午後五 時十五分まで (土曜・日 曜・祝日を除 く)	閲覧期間	都市計画の構想	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、桶川市 都市整備部都 市計画課	閲覧場所		

公 述 申 出 書

令和8年7月14日付け埼玉県報に登載された桶川都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 8年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- （１）400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- （２）楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和八年七月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

一 保管した工作物

小型船舶 二隻（ヤンマーFZ二五、ヤマハSTR二一CR）

二 保管した工作物が放置されていた場所

埼玉県八潮市大字古新田百一番地先（一級河川利根川水系大場川右岸）

三 除却した日時

令和八年三月十六日（月） 午後二時三十分

令和八年三月十九日（木） 午前十一時十五分

四 保管を始めた日時

令和八年三月二十七日（金） 午後三時三十分

五 工作物の保管場所

埼玉県三郷市茂田井千二百七十二番地 埼玉県大場川上流排水機場敷地内

六 保管した工作物の返還

イ 返還期限

令和九年一月十三日（水）

ロ 返還の申出先

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当

当 電話〇四八―九六四―五二一七

ハ 返還に際しての留意事項

(1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県越谷県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。

(2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須 永 寛 子

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下高野杉戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五 八六番四地先から同町大字杉戸字上 杉戸五九二番二地先まで		区 間
一二・七〇〃 一三・一七	九・七〇〃 一〇・一七	敷地の幅員 (メートル)
四六・六		延長 (メートル)
		備 考

正 誤

埼玉県告示第三百九十四号（令和八年五月二十九日発行第七百二十三号）中訂正

ページ	表中	行
五	名称	前から一

誤

あおいカイエー薬局

正

おおいカイエー薬局